

## 千葉家庭裁判所委員会議事概要

1 日時 令和5年7月19日（水）午後2時から午後4時まで

2 場所 千葉地方裁判所新館大会議室

3 出席者

（委員） 足洗俊郎、大石聡子、大木和子、太田晃詳、河原俊也、篠田三紀、高梨みちえ、綱島浩三、鶴ヶ野翔麻、中西健、秦智子、古谷晴美、村上和仁、安田昌子（五十音順、敬称略）

（オブザーバー）

大槻眞人首席家庭裁判所調査官、鈴木浩家事首席書記官、戎史木少年首席書記官、杉山佳紀事務局長、佐藤葉子事務局次長、栗林昭総務課長、工藤兼治会計課長、積和夫総務課課長補佐、羽田元総務課文書係長

4 テーマ

家庭裁判所の広報の在り方について

5 議事等

(1) 交代委員の紹介

前回の委員会から本委員会までの間に交代があった委員（太田晃詳委員、綱島浩三委員、中西健委員、秦智子委員、古谷晴美委員）について、栗林総務課長から紹介された。

(2) 委員長の選任

家庭裁判所委員会規則第6条に基づき、出席委員において新委員長の互選を行い、全会一致で太田委員が委員長に選任された。

(3) 委員長代理の指名

委員長は、委員長代理として河原委員を指名した。

(4) 意見交換等

ア テーマについて

オブザーバーから、千葉家庭裁判所の広報活動及び千葉家庭裁判所における調停制度発足100周年広報行事について説明がされた。

イ 協議の要旨（■委員長、●委員、▲オブザーバー）

■委員長

千葉家庭裁判所から説明がありました調停制度発足100周年広報行事のうち御存知のものがあつたかなどにつきまして、委員の皆様からお一人ずつ御発言いただけますでしょうか。

●委員

私が家事調停委員を務めていることもございますので、本日御紹介いただいた広報行事の内容は、ほぼ承知しておりました。千葉家庭裁判所のホームページもよく見ております。

●委員

私も家事調停委員を務めておりまして、調停制度発足100周年広報用ポスターの存在は知っておりましたが、その他の広報行事につきましては知りませんでした。市区町村窓口担当者への調停制度説明会につきましては、本当に素晴らしい広報行事だと思う一方で、県内6か所の消費生活センター及び11の市区町村の窓口担当者の参加に止まってしまったことは非常にもったいないと思いました。私としてはチャンネルが少しずれてしまっていたのではないかと考えました。例えば、DV問題等に関する女性支援の相談員を対象とした研修では、家事調停に関する説明は非常にニーズの高いところだと考えますので、そうしたチャンネルなども有効に活用すれば、もっと参加者が募れたのではないかと思います。また、日程も参加しやすい時期というものが部署毎にあると思いますので、そうした点に関する情報収集もしておいたら良かったのではないかと思います。同様のことは、大学生を対象とした体験型模擬調停等の開催に当たって大学生にアプローチする際にも言えたのではないかと思います。こちらは調停制度発足100周年広報行事ではないのですが、令和3年度にオンラインの形ではありますが、千葉県立検見川高校1年生全クラス

を対象に出前講義を行ったことは、本当に良い広報行事だったと思いました。出前講義のニーズは非常に高く、費用がかからないというのは裁判所ならではの、高校の生徒たちが裁判官や家庭裁判所調査官等の家庭裁判所で実際に仕事をしている方の声が聞ける機会はなかなか無いので、高校の社会科の教員に話を持っていけば、きっと多く申込みが来ると思います。したがって、チャンネルを裁判所が上手に使いさえすれば、効果的な広報の実現につながっていくのではないかなと思いました。

#### ●委員

調停制度発足100周年広報行事につきましては、存じ上げているものはありませんでした。調停制度発足100周年広報行事ではございませんが、千葉県立検見川高校の生徒に対する出前講義は、高校生にとりましては、遠くに感じている裁判所を近くに感じてもらえる良い機会だと感じました。そこで、どのような経緯で行事開催に至ったのかという点が気になりましたので教えていただけますでしょうか。

#### ▲オブザーバー

千葉地方裁判所が定期的に大学生向けの出前講義を実施しておりますところ、千葉家庭裁判所では同じ大学生よりも高校生向けに出前講義をしてはどうかという声が組織内で上がりました。そこで、千葉県教育庁に御相談させていただきましたところ、ICT環境が整備されている千葉県立検見川高校を御紹介いただきましたので、同校にお話を持っていく開催に至ったというのが経緯となります。

#### ▲オブザーバー

補足ですが、千葉県立検見川高校の生徒に対する出前講義は好評であったと聞いておりますところ、昨年の成年年齢の引下げに伴い、高校生に対する法教育の重要性が更に高まってきておりますので、千葉県教育庁から複数御紹介いただき、その中の1校へ今年の11月頃に千葉家庭裁判所から裁判官等が来訪して出前講義を開催する方向で準備を進めておりますのでお知らせします。

■委員長

どのようにするとより多くの方に届く広報行事が行えるのかという点も伺えますでしょうか。

●委員

私は、家事調停委員を務めておりますので、調停制度発足100周年広報行事は、ほぼ存じ上げておりました。昨年は、調停制度が発足して100周年という節目の年でしたので、様々な広報行事を行ったのだと理解しておりますが、広報活動というものは、うまくいったか否かに関わらず、毎年同じ場所で同じ活動が地道に行われていくことで徐々に浸透・周知が図られ、次第に広報効果も高まっていくものなのではないかなと考えております。したがって、同じ場所で同じ広報活動を地道に行っていくことが効率的かつ効果的な広報活動への最短の道だと私は思っております。

■委員長

継続してやるということに意味があるのではないかという御意見だと思います。ありがとうございました。

●委員

調停制度発足100周年広報用ポスターは私も拝見しましたが、他の行事につきましても存じ上げませんでした。調停制度発足100周年広報行事につきましても、行事内容を伝えなかったのか、調停制度を伝えなかったのか、それとも裁判所という組織を伝えなかったのかというところが疑問でした。何を伝えたいのかによってターゲットの設定及びチャネルの設定は違ってきますので、教えていただきたいと思います。また、調停制度発足100周年を迎えるのは、千葉家庭裁判所だけではなく全ての裁判所であったと思いますので、全国展開のような形で規模を大きくして行った方が、周知という点においては効果的だったのではないかと思いますので、そういったことは検討されなかったのかという点も教えていただきたいと思います。

▲オブザーバー

目的につきましては、国民の皆様には調停制度を広く周知することを目的として、調停制度発足100周年広報行事を実施しました。全国展開の点につきましては、最高裁判所においても行事を行っておりまして、最高裁判所の行事内容等を参考に、千葉家庭裁判所として行事を行ったというのが実情でございます。

#### ●委員

調停制度発足100周年広報行事で存じ上げているものがございませんので、広報全体の話をしていただきたいと思います。時代の変化で、もはや、国民は、マスメディアの報道等を通じて何かを知るのではなく、インターネット、SNSなどといったウェブメディアから情報を得ている時代になっているということは、裁判所であっても意識して広報活動を行わなければならないと思います。実際に、当方は、マスメディアへの記者会見とウェブメディアへの記者会見を分けて行っているのですが、翌日の朝刊に書かれる内容とインターネット上に書かれる内容が全く違うというケースがあり、組織のトップや職員の発言が意図したところと違う形で捉えられて発信されてしまうという危険性が非常に高いと感じますので、広報活動を行うに当たっては、活動を行う側の伝えたい内容がぶれないよう、まずは、目的をしっかり固めることが大事だと思います。それから、体験型模擬調停につきましては、効率は非常に悪いものの、対面やリアルで何かをすることは大事なことだと思っています。なお、体験型模擬調停等の参加者の中にインフルエンサーのような影響力のある人がいて、発信してもらおうということの方が、大きなお金を使って広報活動をするよりもはるかに効率的かつ効果的なのではないかと考えております。

#### ●委員

調停制度の普及を図るとというのが調停制度発足100周年広報行事の目的だったようですが、国民に広く調停制度を知ってもらうという意味での普及と、実際に調停制度を使ってもらうという意味での普及のいずれを目的にしていたのだろうかというのが気になりました。調停制度を知ってもらうということであれば、なかなか

実感は得られないでしょうけれど、他方で、調停制度を使ってもらおうということであれば、調停事件の件数が増えたか否かという形で実感が得られそうです。また、国民と言いましても、実際に紛争の渦中にあり調停制度の利用が必要な国民と、そうではない国民にカテゴリー化されますところ、今回の広報行事は、後者を対象としたもののように見受けられますので、よりその効果は見えづらいのではないのでしょうか。ですので、広報行事を実施する際に、現に調停制度の利用を必要とする国民に対してする広報行事はどういうものなのか等を考えることが必要であったのではないかと、逆に、そういった点を固めた上で広報行事を行えば、費用対効果や効率性が上がったのではないかと思います。

#### ●委員

まず、調停制度発足100周年広報行事につきましては、ほとんど存じ上げていなかったというのが率直なところです。調停制度発足100周年広報行事とは別の行事ということですが、高校への出前講義は、裁判所の方から出向いていくという意味で非常に意味のある取組だと思いました。検見川高校の生徒への出前講義が好評だったというのは、まさにその現れだと思っており、非常に興味をそそられました。検見川高校の生徒にとっては、非常に良い機会だったと思いますし、授業の教材としても非常に秀逸なものだったのではないかと考えています。裁判所の皆様が非常にお忙しいことは承知しておりますが、今年度の実施が1校というのは残念なところであります。高校生にとっては心に残る授業の一つになると思います。キャリア教育においては、本物の人たちの本物の話を聞くことが一番効果的であり、例えば、自分が将来、裁判官になろうといったことにつながるとも思いますし、子どもたちに新たな世界を紹介する意味でも非常に大きいことだと思います。なお、三審制は、中学校の公民でも習いますので、今、高校生をターゲットにしているということですが、中学生でも非常に大きい教育効果があると思っています。また、オンラインを活用し、例えば、オンデマンド形式で、授業の一環として不特定多数の高校生が触れることができるということもあり得ると思いますので御検討いただけ

ればと考えます。さらに、「司法の窓」も非常に素晴らしい内容だと思ひまして、裁判所でもお笑いタレント等を起用した柔らかい広報をするのだなと感心しました。

#### ●委員

私も調停制度発足100周年広報行事につきましては、全く存じ上げておりませんでした。自分たちの活動を広く、正しく知っていただきたいということでの広報活動に対する悩みは、私の所属団体も裁判所と同じ状況にありますので、例えば、高校への出前講義等は是非やらせていただきたいですし、裁判所等とも共催して広報活動を行いたいとも考えております。体験型の行事につきましては、地道ではありますがもの非常に効果が大いいと理解しており、私どもも積極的に取り組んでいきたいと考えているところです。

#### ●委員

千葉家庭裁判所のホームページにつきましては、今回の千葉家庭裁判所委員会に出席するに当たり少し調べてきたところですが、今日、帰宅後にもっと詳しく見たいと思います。調停制度発足100周年広報行事につきましては、全く存じ上げておりませんでした。「司法の窓」を拝見させていただいたのですが、とても分かりやすく良いものだと思います。これは、来庁者に差し上げているということで、一般市民の目の届くところにはないのでしょうか。ペーパーレスで、裁判所のホームページにも掲載されているとのことですが、やはり印刷物として見た方が記憶に残りますし、高校にも配布して高校生に見てもらえれば、司法に対する興味にもつながるのではないかと考えています。「司法の窓」は、どのくらい配られているのでしょうか。

#### ▲オブザーバー

「司法の窓」につきましては、最高裁判所から千葉地方裁判所及び千葉家庭裁判所に合計約400部配布されており、各区市町村、図書館等にはお配りしているものの、高校等の教育機関に対しては、全ての機関にお配りするほどの数がないことに加えて、印刷物にかかる裁判所の経費が年々削減の方向になっておりますため、

配布していないというのが実情です。

●委員

400部だと難しいですね。承知しました。

●委員

「司法の窓」が、例えば、図書館にあったとしても、他の面白そうな書籍と一緒に並んでいたら、果たしてそれを手に取って読むだろうかという気がします。それよりも例えば、小学校の道徳の授業で使う副教材として配布できるというのではないかと思います。今は小学校にもタブレット端末が整備されているはずなので、あえて印刷物を作らなくても、データをダウンロードしてタブレット端末で見られる状態にした上で、小学校の授業で取り扱ってもらえれば、裁判所を身近に感じてもらえるようになるのではないかなという気がしました。千葉家庭裁判所のホームページですが、字が多くて読むのが大変だなという印象を受けました。司法機関としてしっかり説明する必要があるため仕方がない部分もあろうかと思いますが、読むだけで疲れてしまうというのが正直なところです。裁判所の方でも、様々な図等を用いて、見やすくされているという努力の跡は見受けられるのですが、もう少し工夫が必要なのではないかなという気がしました。

調停制度発足100周年広報行事につきましては、誰をターゲットにしてアピールをしたいのかという点が明確ではなかったのかなと感じました。全ての世代をターゲットにしたのだとしましたら広報としては、広げすぎで、もう少しターゲットを絞り込んで、絞り込んだターゲットにマッチするようなアピールをした方が良かったのかなという気がしました。

最後に、大学生を対象とした体験型模擬調停についてですが、大学生を対象とした体験型模擬調停を実施するのに何故離婚調停を題材にしたのかなと思いました。彼らは、まだ結婚もしていないのに、離婚の話をされても実感が湧かないのではないかなという気がしました。ターゲットの実情とあまりにもかけ離れたことを行っても人は集まらないと思いますので、もっとリアルに、ターゲットにとって身近な

事柄を題材にして行事を行わなければならないでしょうし、もし大学生を集めたいというのであれば、例えば恋人間のDV、ストーカー、パワハラ、セクハラ等、そういった内容の方がリアルなのではないかなという気がしました。

#### ●委員

まず、調停制度発足100周年広報行事のうち、調停制度発足100周年広報用ポスターにつきましては、昨年6月に開催された千葉家庭裁判所委員会の際にいただきましたので存じ上げております。ただ、デザイン的には非常にレトロで素敵なのですが、「100」という数字が目立ちすぎてしまい、肝心の調停制度の方が目立たなくなってしまったのかなという感じがしました。ですので、国民に調停制度に関する理解を深めてもらいたいということであれば、調停制度の周知であることが一目で分かる端的で、かつ、キャッチーなデザインにした方が良かったのではないかなと思いました。それから、広報活動として誰に何を届けたいのかということによるとは思いますが、調停制度を知らない人にテレビや新聞という媒体を使って調停制度について紹介しますと、その時は、県民は、「ふーん。」という感じで過ぎると思いますが、この「ふーん。」が、いつか必要になったときに「ああ、そういえば。」となると思います。ですので、裁判所としてすぐに広報効果を実感することは難しいと思いますが、県民が調停制度の利用が必要になった時に必要な情報が入手できる環境が整備されていればそれで良いのではないかなと考えます。出前講義につきましては、自分の体験として、一番理解が進むプログラムだと思っていますが、対象人数が限られますので、学校の了解を得た上でマスメディアにプレスリリースすれば良いと思います。そして、裁判所の広報としてではなく、「高校生がこういうことを学びます。」といった、県民が興味を引くような形でプレスリリースをすれば、取材をする報道機関も出てくるのではないかなと思いました。

#### ■委員長

本当にいろいろな御質問や御意見をいただきまして、ありがとうございました。調停制度発足100周年広報行事につきましては、家事調停委員や法曹関係の仕事

をされている方にはある程度伝わっている一方で、そうでない方には伝わっていないという実感を得ました。調停制度発足100周年広報行事では、千葉家庭裁判所としましては、いろいろなことをやってみたのですが、目的やどの層に何を伝えたいのかというところが若干曖昧な状況で広報行事を行ってしまっているのではないかと御指摘を複数の委員からいただきました。この御指摘は、何を、どの層に広報するのか、そのために一番適切な方法をどうするのかという点を考えて広報行事を行った方がよいという趣旨であると思いましたので、今後の広報活動の参考にさせていただきます。それから、出前型広報に関するお話を多くいただきました。準備が大変な割に対象が限られてしまうので、方法としてどうなのかという疑問がありました。意味があるという御指摘を多数いただきましたので、自信を持ってこれからも行っていきたいと思います。一方で、体験型模擬調停について、先ほど、大学生に離婚の話をするのが適切だったのかという御指摘がありましたが、家庭裁判所の家事調停を理解していただきたかったというのもございまして、国民の皆様にとって身近で、かつ、利用件数の多い離婚のケースを扱ったというところでもございました。出前講義等に関しまして、他に御意見等はございますでしょうか。

#### ●委員

広報をやるには、誰を対象に、どのような媒体を使って、何をぶつけるのかということが効果を定める最大の焦点だと思っています。私は、所属団体でボランティアを集めることに苦勞していますが、ある大学のポータルサイトで広報をさせてもらった結果、非常に反響がありました。裁判所が大学のポータルサイトで広報を行うということは、ハードルが高いとは思いますが、一つ参考になると思っていますので御参考にいただければと思います。あと、確かに、裁判所は、敷居が高いと思いますので、裁判所に来る人に視線を合わせる努力は絶対にしなければいけないと思います。特に、外国人の方の場合、自分の国の法律を念頭に置いており、日本の調停制度を知らないわけです。そこで、一つ参考になるものとして、日本調停協会連合会のホームページに英語版の簡単な調停制度の説明があるのですが、こう

いったことは、裁判所でも取り組んでいくべきなのではないかと思います。外国人の方にとりましては、言語の部分が最初のネックになりますので、そういった部分を家庭裁判所の広報活動を通じて解消できると良いと考えます。家庭裁判所に来る方は、それまでにいろいろなところで相談をしたり、カウンセリングを受けたりしているのですが、手続全体を体系立てた説明までは受けることができませんので、そのあたりが簡単に分かる説明などもホームページに掲載していただくと良いのかなと感じているところです。

#### ■委員長

ありがとうございました。

そもそも広報をどのように考えるかという部分の御指摘をいただいたように思います。また、その効果につきましても、その対象によって反響が違うという御指摘もいただいたと思います。目に見えた効果がなくても必要な広報もあるかもしれませんので、より目的や対象者を意識した広報を心がけていきたいと思います。では、本日のテーマに関する意見交換は以上とさせていただきます。貴重な御意見を頂戴しまして、ありがとうございました。

#### (5) 次回開催日時等

次回の開催を令和6年3月13日とし、次回のテーマは「ウェブ会議による家事調停手続」とすることについて、委員の賛同を得た。